

韓国の反共立法

奥原忠弘

本資料は、アジア国会議員連合第一回総会⁽¹⁾において、韓国代表より提供されたテキスト(英文)を訳出したものである。韓国の反共立法として注目すべきものには、ここに取り上げた反共法、国家安全保障法のほかに、「反共産主義活動において指導的役割を果させるために韓国反共産主義連盟を設立すること」(同法第一条)を目的とする反共連盟法(一九六三年一月二十五日公布、法律第一四七七号)がある。

反共連盟法に基づく韓国反共産主義連盟は、その本部をソウルに置き(同法三条一項)、同連盟理事部の承認を得た個人および民間の反共団体を構成員とするものであるが(同第四条)、法人格を付与され(同第二条)、公報部長官の監督下におかれ(同第二一九条)、国家予算からの補助を受けることができる(同第二

〇条)。同連盟の理事、監査役の選任、事業計画、予算、決算等は、すべて公報部長官の承認を要し(同第九条第三号、第一五条、第一七条)、代表者の選任に関しては閣議の承認が要件とされている。同連盟が遂行すべき任務は、同法第一四条に「①反共産主義活動に関する諸問題についての指導と協力、②アジア人民反共連盟⁽²⁾(APACL: Asian Peoples' Anti-Communist League)との情報交換、③反共産主義資料の調査研究、④反共産主義幹部の教育養成、⑤反共産主義イデオロギーの普及と教化、⑥その他の反共産主義活動」と列挙されているが、同連盟の活動は、ソウルに本部を置く APACL と一体となっているものと思われる。

一九五〇年の朝鮮戦争を境として、南北鮮間の憎悪心には熾

烈なものがあるが、ここに紹介する反共立法を通して、その厳しさの一面を窺い知ることができよう。

反共法

法律第六四三号

一九六一年七月三日公布

改正 一九六一年一月二日 法律第八四二号

一九六二年九月二四日 法律第一一五二号

一九六三年一〇月八日 法律第一四一二号

第一条 (目的)

本法は、国家再建課題の第一目的である反共体制を強化することによって国家的安全を脅かす共産主義的諸組織の活動を防遏し、国家の安全と国民の自由を確保することを目的とする。

第二条 (定義)

本法において、反国家的組織とは、国家安全保障法第一条に規定する諸組織の中、共産主義者の路線に従って行動する組織をいう。

第三条 (加入および加入の勧誘)

- ① 反国家的組織に加入し、若しくはそれに加入することを他人に勧誘した者は七年以下の懲役に処する。
- ② 前項の未遂犯は、これを処罰する。

③ 第一項の定める罪を犯す目的で、その予備または陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

第四条 (賞揚、鼓舞、その他)

① 反国家組織またはその構成員あるいは海外共産主義者の活動を、賞揚し、鼓舞し、またはそれに加担することにより、若しくは他の方法で、(海外の共産主義者を含め)反国家的組織を利用した者は、七年以下の懲役に処する。上記の行為をなす目的で、組織を構成し、若しくはその組織に加入した者も、これを同罪とする。

② 前項に規定する行為を為す目的で、文書、図画および他の表現物を製作、輸入、複写、保管、移動、頒布、販売若しくは取得した者は、同一の刑に処する。

③ 捜査機関若しくは情報機関に、前項に定める表現物を取得した事実を、遅滞なく告知した者は、これを処罰しない。

④ 第一項、第二項に記載する罪の未遂犯は、これを処罰する。

⑤ 第一項、第二項に記載する罪を犯す目的でその予備または陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

第五条 (会合、通信、その他)

① 反国家的組織若しくは海外の共産主義者を利することを知りながら、通信あるいは他の手段により、反国家的組織の構成員またはその指令を受けた者と会合し、連絡をもち、若しくはそれらの者から金品を收受した者は、七年以下の懲役に

処する。

②前項に記載する罪の未遂犯は、これを処罰する。

③第一項に記載する罪を犯す目的で、その予備または陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

第六条（脱出および潜入）

①反国家的組織の支配する地域に脱出した者は、五年以下の懲役に処する。

②反国家的組織の支配する地域から潜入した者が、遅滞なく捜査機関または情報機関に自首しないときは、五年以上の有期懲役に処する。

③反国家的組織またはその構成員からの指令に基づき、前項の罪を犯した者は、死刑または無期もしくは五年以上の懲役に処する。

④反国家的組織または海外の共産主義者の指令を受け若しくは指令を受けるため、潜入しまたは脱出した者は、前項の規定に従い、これを処罰する。（一九六三年一〇月八日改正）

⑤第一項および前項の罪の未遂犯は、これを処罰する。

⑥第一項に記載する罪を犯す目的で、その予備または陰謀をした者は、七年以下の懲役に処し、第四項に記載する罪を犯す目的で、その予備または陰謀をした者は、二年以上の有期懲役に処する。

第七条（便益供与）

本法または国家安全保障法に規定する罪を犯している者であることを知りながら、その者に火器、弾薬、金銭若しくは他の財産的利益を供し、若しくは潜伏、会合、連絡の場所を提示し、あるいはその他の方法で便益を供した者は、十年以下の懲役に処する。但し、便益供与者が、当該犯人と親族関係を有する場合には、その刑は、これを軽減することができる。

第八条（告知懈怠）

前五カ条に規定する罪のいずれかを犯した者を知りながら、捜査機関または情報機関に告知しなかった者は、国家安全保障法第九条の規定に従い、これを処罰する。

第八条の二（職務放棄）

犯罪捜査の職務に従事する公務員が、本法または国家安全保障法の定める罪を犯した者を知りながら、その職務を放棄したときは、十年若しくは十年以下の懲役に処する。但し、その公務員が、当該犯人の親族である場合には、その刑は、これを軽減若しくは免除する。（一九六三年一〇月八日改正）

第九条（法適用の排除）

労働争議調整法第十三条の規定は、本法または国家安全保障法に規定された罪を犯した者に対しては、これを適用しない。第九条の二（再犯者に対する刑の加重）

本法、国家安全保障法、軍事刑法第十三条および第十五条、特殊犯罪処罰に関する特別法第六条、刑法第二編第一章内乱

および第二章外患の罪を犯し、有罪の判決を受けた者が、刑の執行中若しくは刑の執行終了後五年以内にまたは執行を受けないことに確定した後五年以内に、第三条、第四条第一項・第二項・第四項、第五項、第六条第一項・第二項・第五項・第六項、第七条の罪を犯したときは、その罪に対する法定刑の最高を死刑とする。(一九六二年九月二四日改正)

第十条(賞金)

①本法または国家安全保障法の規定する罪を犯した者について、捜査機関若しくは情報機関に告知した者、あるいは犯人を逮捕した者、ならびに犯人を発見し、それを逮捕した捜査機関または情報機関の職務に従事する者に対しては、閣令に従い、賞金を支給する。

②犯人を逮捕しようとしたとき、交戦状態において、抵抗若しくは止むを得ない事由により、殺害または犯人が自殺した場合には、賞金は、必要な修正を加えて、前項に従い、これを支給することができる。(一九六三年一〇月八日改正)

第十一条(報労金)

①前条の場合において、押収金品があったときは、賞金を支給する場合に限り、押収金品額の二分の一若しくはそれ以下の報労金を支給する。

②反国家的組織またはその構成員から金品を得て、捜査機関または情報機関にそれを供与したときは、供与した金品額の

二分の一若しくはそれ以下の報労金をその者に支給することができる。反国家的組織の構成員が金品を供与したときも同様とする。

③報労金の額は、五〇万ウォンを超えてはならない。(一九六三年一〇月八日改正)

第十二条(救済)

本法または国家安全保障法に規定する罪を犯した者を逮捕しようとして、傷害を受けた者若しくは殺された者の遺族は、閣令に従い、軍事救済補償法の下で救済を受ける資格を有する。(一九六三年一〇月八日改正)

第十三条(資格審査委員会)

①本法に規定する賞金ならびに報労金の支給に関する事項および前条に定める救済の対象者を審議決定するために、反共活動において功績ある行為を行った者の審査に関する委員会(以下委員会と称する)を、法務部長官の管轄の下に設置する。

②本委員会は、その審議のため必要がある場合には、関係者を召喚し若しくは調査を行い、および政府または公私の機関に必要な報告書の提出を求めることができる。

③本委員会の組織ならびに運営に関する事項は、閣令によりこれを定める。

第十四条(検察官による処分のお知らせ)

検察官または軍法会議検察官が、本法における賞金および報

労金の支給ならびに救済の資格の附与に關連する事件について、起訴または不起訴の決定を行い若しくは金品を国家に帰属せしめる決定を行った場合には、遅滞なくその決定を關係者に通知しなければならぬ。(一九六三年一〇月八日改正)

第十五条(賞金等の請求と支給)

①本法の下における賞金および報労金ならびに救済は、賞金、報労金または救済を請求した者に対して、前条の通知がなされた日から六十日以内に、これを与えなければならぬ。

②賞金および報労金の請求ならびに支給に必要な手続に關する事項は、閣令によりこれを定める。(一九六三年一〇月八日改正)

第十六条(準用規定)

国家安全保障法第十条乃至第十三条および第二章の規定は、本法の場合にこれを準用する。

附則 (略)

国家安全保障法

法律 第五四九号

一九六〇年六月一〇日公布

改正 一九六二年九月二四日 法律第一一五一号

第一章 罪 と 罰

第一条(反国家的組織の形成)

韓国の反共立法

政府を僭称し若しくは国家を攪乱する目的で、結社または団体(以下反国家的組織と称する)を組織した者は、次の區別に従つて、これを処罰する。

- 1 首魁は死刑または無期懲役に処する。
- 2 幹部または指導的任務に従事した者は、死刑または無期若しくは五年以上の懲役に処する。
- 3 その他の者は七年以下の懲役に処する。

第二条(軍事目的の遂行)

反国家的組織の構成員またはその指令を受けた者が、その目的の遂行のために、刑法第九十二条乃至第九十九条に規定された行為の中のいずれかをなしたときは、その各条に定められた罰則に従いこれを処罰する。

第三条(通常目的の遂行)

反国家的組織の構成員またはその指令を受けた者が、その目的の遂行のための行為をしたときは、次の區別に従つてこれを処罰する。

- 1 国家機密の探知、蒐集あるいは漏泄または爆発物使用の行為をしたときは、死刑または無期懲役に処する。
- 2 殺人、放火、溢水あるいは通貨の偽造、同行使の行為をしたときは、死刑または無期若しくは一〇年以上の懲役に処する。
- 3 交通、通信、国家または公共団体の使用する建造物その

他重要施設の破壊、強奪、略取、誘引、あるいは船舶、航空機、自動車、武器およびその他の物件を移動または除去の行為をしたときは、無期若しくは五年以上の懲役に処する。

4 騒擾、傷害、若しくは国家機密に属する文書または物品の破壊、隠匿、偽造、変造、あるいは国家機密の伝達、伝達の仲介、あるいは偽造通貨取得の行為をしたときは、二年以上の有期懲役に処する。

第四条（煽動および宣伝）

反国家的組織の構成員またはその指令を受けたものが、前三カ条に定められた犯罪行為を煽動若しくは宣伝したときは、十年以下の懲役に処する。

第五条（自発的支援および金品の收受）

①自発的に、反国家的組織を支援する目的で、前三カ条に定められた行為をした者は、前三カ条に従い、これを処罰する。
②反国家的組織の構成員またはその指令を受けた者から、事情を知って、金品を收受した者は、七年以下の懲役に処する。

第六条（不法地域の往来）

①反国家的組織の不法支配下にある地域から潜入し若しくはその地域へ脱出した者は、五年以下の懲役に処する。
②反国家的組織から指令を受けまたは指令を受けるため、若しくはその組織の目的の遂行を協議し、または協議するため、前項に定められた行為をしたものは、一年以上十年以下の懲

役に処する。

第七条（未遂犯）

前六カ条に定められた罪の未遂犯は、これを処罰する。

第八条（予備、陰謀）

①第一条、第二条および第三条第一号乃至第三号（以上第五条第一項に規定された犯罪から派生せる場合を含む）に定められた罪を犯す目的で、その予備または陰謀をした者は、二年以上の有期懲役に処する。

②第三条第四号、第四条（以上第五条第一項に規定された犯罪から派生せる場合を含む）または第五条に定められた罪を犯す目的で、その予備または陰謀をした者は、十年以下の懲役に処する。

第九条（告知懈怠）

前八カ条に規定された罪のいずれかを犯した者を知りながら、犯罪捜査の職務に従事する公務員に告知しなかった者は、五年以下の懲役または十萬ウォン以下の罰金に処する。但し、その者が犯人と親族関係を有する場合には、その刑は、これを軽減する。

第十条（誣告および捏造）

他人をして刑事処分を受けしめる目的で、本法に規定された犯罪に関し、誣告または偽証、あるいは有罪の証拠の捏造若しくは無罪の証拠の湮滅または隠匿をした者は、当該各条の

規定する刑に処する。但し、犯罪捜査の職務に従事する者若しくはかかる職務を補佐または指揮する者が、その職権濫用により、本条に定められた行為を犯したときは、その法定刑の最低を二年とする。

第十条の二（再犯者に対する刑の加重）

本法、反共法、軍事刑法第十三条および第十五条、特殊犯罪処罰に関する特別法第六条、刑法第二編第一章内乱および第二章外患の罪を犯し、有罪の判決を受けた者が、刑の執行中若しくは刑の執行終了後五年以内にまたは執行を受けないことに確定した後五年以内に、第一条第三号、第三条第三号・第四号、第四条、第五条、第六条、第七条または第十条の罪を犯した時は、その罪に対する法定刑の最高を死刑とする。
(一九六二年九月二四日改正)

第十一条（資格の停止）

本法に規定する罪に関して懲役刑を宣告するときは、当該刑の長期以下の資格停止を併科する。

第十二条（没収および追徴）

① 犯人が、本法に規定する罪を犯して、報酬を受けたときは、これを没収する。但し、これを没収することができない場合には、それに相当する金額を追徴する。
② 犯人に対する訴追をしないときにも、検察官は、押収した文書若しくは物品の国庫帰属処分を命ずることができる。

第十三条（刑の軽減）

① 犯人が、自首したときは、その刑を軽減若しくは免除する。
② 犯人が、本法に規定された罪を犯しまたは犯そうとした者を、告発したときも、前項と同じである。
③ 犯人が、自発的に、実行に着手した行為を中止し若しくはその行為による結果の発生を防止しあるいは他の者が本法の規定する罪を犯すことを妨げたときも、前項と同じである。
④ 第八条に規定する罪を犯した者が、その実行に着手する前に自首したときは、その刑を免除する。

第二章 特別刑事訴訟規定

第十四条（証人の勾引および留置）

① 検察官または司法警察官により本法に規定された犯罪の証人として召喚を受けた者が、正当な理由がなく二回以上召喚に応ずることを拒否したときは、地方法院の権限ある裁判官の勾引状を得て、強制召喚することができる。
② 勾引状の発せられた証人を勾引する場合、必要あるときは、最寄の警察署若しくは他の適当な場所に臨時に留置することができる。

第十五条（勾留期間）

① 地方法院裁判官は、第一条乃至第六条に該当する犯罪として検察官の承認を受けた司法警察官の申請に基づき、捜査を継続することに充分な理由があると認定したときは、一回に限

って、刑事訴訟法第二百二条に規定する勾留期間の延長を許可することができる。

②前項の期間の延長は十日を超えてはならない。

第十六条（公訴の猶予）

①検察官は、刑法第五十一条に定める諸状況を斟酌し、本法に規定する罪を犯した者に対する公訴の提起を猶予することができる。

②前項により、公訴提起を猶予された者が、訴追を受けることなく二年間を経過したときは、これを訴追することができる。

③公訴提起の猶予を受けた者が、監視若しくは補導に関する規則に違反したときは、その猶予を取消することができる。

④前項により、公訴提起の猶予を取消されたときは、刑事訴訟法第二百八条の規定に拘わらず、同一の犯罪事実について再び勾留することができる。

⑤刑事訴訟法第二百五条の規定は、前項の場合には、これを適用しない。

附則（略）

(1) アジア国会議員連合 (Asian Parliamentarians' Union) は、一九六五年二月二六、二七の両日、東京において、中華民国・日本・フィリピン・タイ・韓国の五カ国の有志国会議員が設立準備

委員会を開催し、結成したもので、「完全なる自由と真の民主主義を達成維持することにより、アジアに恒久の平和と繁栄をもたらすこと」を目的とし、そのため「(イ)アジアにおける自由諸国家ならびに自由を愛する諸国民の団結の強化に尽力する。(ロ)アジアにおける自由諸国家間の経済協力ならびに文化、技術の交流を促進し、共同の福祉の向上に努める。(ハ)アジアの平和と安全に影響を与え、もしくは影響を与えると思われるすべての問題を討議し合意に達した決定を實踐する」(同連合規約第二条)ことを標榜する。同年一月三〇日より五日間、上記五カ国のほかに、ラオス・マレーシア・インド・南ヴェトナムからの代表を集めて、第一回総会を東京において開催した。第二回総会は、本年九月二日より、韓国において開催することになっている。

(2) APACL は、韓国の李承晩大統領の提唱に基き、一九五四年六月、韓国の鎮平において、中華民国・フィリピン・南ヴェトナム・タイ・韓国・マカオ・香港・琉球の五カ国、三地域からの有志を集めて第一回大会を開催した反共団体であり、その第八回大会は、一九六二年一〇月、東京において開催され、この大会より日本の政・財・文化界の有志が参加するに至ったものである。

(3) 刑法第九二条「外患誘致」 外国と通謀して韓国に対して敵対行為を開始せしめ若しくは外国人と通謀して韓国と戦った者は、死刑または無期懲役に処する。

刑法第九三条「敵に対する援助」 敵国に加って韓国と戦った者は、死刑に処する。

刑法第九四条「兵士の徴募による利敵行為」 ①敵国のために兵士を徴募した者は、死刑または無期懲役に処する。

②前項に規定する徴募に応じた者は五年以上の懲役に処する。

刑法第九五条「施設等の供与による利敵行為」 ①敵国に対し軍隊、要塞、兵營、艦船、航空機もしくは軍用用の他の場所、施設または建造物を供与した者は、死刑または無期懲役に処する。

②敵国に対し強薬もしくは軍用用のその他の資材を供与した者は、

前項と同じである。

刑法第九六条〔施設破壊による利敵行為〕 敵国のために、前条に規定された軍用施設の施設またはその他の資材を破壊し若しくはその使用を不可能にした者は、死刑または無期懲役に処する。

刑法第九七条〔物品供与による利敵行為〕 敵国に対し、武器、弾薬または戦闘用の物品を供与した者は、無期または五年以上の懲役に処する。

刑法第九八条〔間諜〕 ① 敵国のために間諜として行動し若しくは敵国の間諜を援助または教唆した者は、死刑または無期もしくは七年以上の懲役に処する。

② 軍事機密を敵国に漏泄した者は、前項の規定に従いこれを処罰する。

刑法第九九条〔一般的利敵行為〕 前七カ条に規定された以外の犯罪によって、韓国の軍事上の利益を害し若しくは敵国に軍事上の利益を与えた者は無期または三年以上の懲役に処する。

(4) 刑事訴訟法第二〇二条〔司法警察官による勾留期間〕 司法警察官が、容疑者を逮捕した場合、容疑者は、一〇日以内に検察官に引渡されなければ、釈放されるものとする。

(5) 刑法第五一条〔刑決定の条件〕 刑罰の決定にあたっては、次の事項が考慮されなければならない。

- 1 違反者の年齢、性格、行動、知能ならびに環境
- 2 被害者側との関係
- 3 犯行の動機、手段および結果
- 4 犯罪遂行後の状況

(6) 刑事訴訟法第二〇八条〔再逮捕の禁止〕 ① 逮捕され、検察官または司法警察官により釈放された者は、同一の犯罪事実に関連しては、再び逮捕されない。

② 前項の場合、同一目的で若しくは同一手段でまたは同一の結果を得ようとして、同時に行われた複数の行為は、一つの行為と

みなされる。

(7) 刑事訴訟法第二〇五条〔勾留期間の延長〕 ① 地方裁判所裁判官は、調査を引続き行う正当な理由が示された場合、検察官の請求に基づき、第二〇三条に規定する期間（一〇日）を延長することができる。但し延長は一回に限り、一〇日を越えてはならない。

② 前項に記載された請求のある場合、期間延長に必要な理由が明らかにされなければならない。